「国産材構造材について

国産材構造材担当 丸榮木材株式会社 飯島 義雄

○経緯

- ・木造住宅の構造材は、輸入材も含めて様々な樹種が使われております。その中で、実際に首都圏で使われている国産材の杉・桧の構造材の評定を、国産材構造材担当の私 飯島が行っております。
- ・この評定項目の前身は、国産材製材の先進県でもある「九州材」です。九州地区には、安定供給出来る 大型工場が多くあった事から、関東周辺の国産材供給元として、流通しております。その後、関東周 辺や東日本でも安定的に生産出来る大型工場が出来た事により、「首都圏で流通している国産材」とい う項目で、平成29年1月より新設されました。

○国産材構造材の定義

- ・前述の中で、国産材構造材の価格評定をするにあたり、以下の定義を設定させて頂いております。
 - ①産地を限定しない
 - ②量産されており、首都圏で流通している材とする
 - ③品質は、KD材のAグレードとする
 - ④評定価格は、「バンドル単価」ではなく「バラ出し単価」とする

○国産材構造材の流通

・構造材の流れは、生産の効率化からプレカット工場への販売が主となりました。その中で、価格交渉や安定供給機能として、様々な形で問屋として流通にも深くかかわっております。また、工場も必要以上の在庫をしない傾向が増えている事から、問屋や商社がその機能を求められるケースも見られます。また、実際に構造材として使うのではなく、家具やインテリアとして構造材を使用する場合も首都圏では見られるようになっております。

○JAS構造材における補助事業

・そのような中、林野庁では、従来木造戸建て住宅用に生産されていた製材品を、非住宅まで拡げる為 の補助事業を実施しております。

「JAS製材品需要拡大事業」、構造部材にJAS構造材を利用する非住宅建築物に対して、林産物JASの調達費の一部が、助成される制度です。国産材構造材の中では、「機械等級区分のJAS構造用製材品」が対象となります。

・申請期間は、事業申請の締切:2019年12月20日、助成金申請の締切:2020年1月31日となります。 申請先は、各都道府県の木材団体(東京都の場合は、都木連)となります。



出典: 非住宅建築にJAS構造材の利用を!! 一般社団法人 全国木材組合連合会



「機械等級区分のJAS構造用製材品」

・国内の森林資源が増加し、伐採期を迎える中、非住宅への活用の可能性は、国産材構造材が使用される可能性を拡大させる事に繋がります。更に、CLTの普及により高層ビルでの木材活用も話題になってきました。

「コンクリートから木材へ」、まさにそれが実現 する時代に入ってきたと感じます。